
近江八幡市民病院整備運営事業

募集要項

平成 13 年 11 月

近江八幡市

目 次

第1 募集要項の定義	1
第2 事業概要	2
1. 事業名称	2
2. 事業目的	2
3. 施設等の概要	2
4. 事業内容	4
5. 業務スケジュール（予定）	5
6. 事業方式	6
7. 費用の負担	6
8. 事業に必要と想定される根拠法令等	6
第3 応募要件	8
1. 応募資格	8
2. 応募に当たっての留意事項	9
3. 応募スケジュール・手続き	10
第4 選定事業者の選定	14
1. 選定事業者の選定方法	14
2. 審査委員会の設置	14
3. 審査方法	15
4. 審査事項	15
5. 審査結果の通知及び公表	15
6. 事務局と協力者	16
第5 提示条件	17
1. 事業フレーム	17
2. 設計段階における協議	19
3. 市による事業の実施状況のモニタリング	19
4. 土地の使用にかかる事項	20
5. 選定事業者の事業契約上の地位	20
6. 選定事業者の設立に関する事項	20
7. 契約保証金	21
8. 保険	21
9. 選定事業者に求める要件	22
10. 市と選定事業者のリスク分担	22
11. 計算書類等の提出	22
第6 事業実施に関する事項	23
1. 誠実な事業遂行義務	23
2. 選定事業者の出資者の役割	23
3. 業務受託企業の通知	23
4. 事業期間中における市と選定事業者との関わり	23
第7 契約の考え方	24
1. 契約の構造	24
2. 契約の枠組み	24

<付属資料>

- 付属資料 1 募集要項等に関する質問書（様式）
- 付属資料 2 選定事業者の募集及び選定の流れ
- 付属資料 3 本事業のフレームワーク
- 付属資料 4 サービスの対価の考え方
- 付属資料 5 リスク分担表

<別添資料>

- 別添資料 1 近江八幡市民病院整備事業に係る基本構想・基本計画報告書
- 別添資料 2 近江八幡市民病院建設懇話会提言書
- 別添資料 3 近江八幡市民病院整備運営事業に係る運営計画
- 別添資料 4 施設要求性能書及び維持管理、運営等に関する業務要求水準書
- 別添資料 5 近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会の設置及び運営に関する要綱
- 別添資料 6 審査基準
- 別添資料 7 条件規定書
- 別添資料 8 提案書作成要領及び様式集

<用語の定義>

- 市とは、近江八幡市をいう。
- 本事業とは、近江八幡市民病院整備運営事業をいう。
- 病院施設とは、病院本体及び付帯施設をいう。
- 病院本体とは、病院本館及びエネルギー部門を含む施設をいう。
- 付帯施設とは、病院施設のうち病院本体以外のすべての施設（駐車場等）をいう。
- 実施方針等とは、近江八幡市民病院整備運営事業にかかる「実施方針」及び同時に参考資料として公表した「近江八幡市民病院整備事業に係る基本構想・基本計画報告書（概要版）」をいう。
- 募集要項等とは、近江八幡市民病院整備運営事業にかかる「募集要項」、「近江八幡市民病院整備事業に係る基本構想・基本計画報告書」、「近江八幡市民病院建設懇話会提言書」「近江八幡市民病院整備運営事業に係る運営計画」、「施設要求性能書及び維持管理、運営等に関する業務要求水準書」、「近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会の設置及び運営に関する要綱」「審査基準」「条件規定書」並びに「提案書作成要領及び様式集」をいう。
- 応募者とは、複数の構成員によって構成された本事業の審査に応募する民間事業者のグループをいう。
- 構成員とは、応募者を構成する企業体をいう。
- 協力企業とは、構成員以外で本事業の業務を担うことを希望する者をいう。
- 優先交渉権者とは、「近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会」の審査結果を参考として市が選定した応募者で、市と優先順位第一位の協議交渉権を持つ応募者をいう。
- 次点交渉権者とは、「近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会」の審査結果を参考として市が選定した応募者で、市と優先順位第二位の協議交渉権を持つ応募者をいう。
- 選定事業者とは、本事業を実質的に実施する者として公募により選定された応募者が設立する本事業の実施のみを目的とする株式会社（「ＳＰＣ」）をいう。
- 業務受託企業とは、選定事業者から本事業にかかる業務を請け負い、又は受託する者をいう。
- 審査委員会とは、選定事業者の選定手続きにかかる検討及び提案書の審査を行うため、別に定める「近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会の設置及び運営に関する要綱」により設置された審査委員会をいう。

第1 募集要項の定義

本募集要項は、近江八幡市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PF1法」という。)に基づき特定事業として選定した「近江八幡市民病院整備運営事業」を実施する選定事業者設立の母体となる民間事業者を公募プロポーザル方式により募集及び選定するために交付するものである。

なお、本募集要項は、以下により構成される。

A 募集要項 本文

B 募集要項 付属資料

付属資料1 募集要項等に関する質問書（様式）

付属資料2 選定事業者の募集及び選定の流れ

付属資料3 本事業のフレームワーク

付属資料4 サービスの対価の考え方

付属資料5 リスク分担表

C 募集要項 別添資料

別添資料1 近江八幡市民病院整備事業に係る基本構想・基本計画報告書

別添資料2 近江八幡市民病院建設懇話会提言書

別添資料3 近江八幡市民病院整備運営事業に係る運営計画

別添資料4 施設要求性能書及び維持管理、運営等に関する業務要求水準書

別添資料5 近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会の設置及び運営に関する要綱

別添資料6 審査基準

別添資料7 条件規定書

別添資料8 提案書作成要領及び様式集

本募集要項に添付する別添資料は、本募集要項と一体のものとする。

事業の基本的な考え方については、平成13年5月7日に公表した実施方針等と同様であるが、本事業の提示条件等については、実施方針等に関する質問回答集（平成13年6月公表）及び意見・提案招請の結果を反映し、若干の変更・修正を加えているため、応募者は本募集要項等の内容を踏まえたうえで応募するよう留意されたい。なお、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答集（平成13年6月公表）は本募集要項の参考資料として位置付けられるものであるが、本募集要項とこれらに相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとし、本募集要項に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答集（平成13年6月公表）によることとする。

第2 事業概要

1. 事業名称

近江八幡市民病院整備運営事業

2. 事業目的

近江八幡市民病院は、近江八幡市の総合医療機関として、また、東近江地域の中核病院としてその役割を果たしてきたが、施設・設備の多くが築後長い年月を経て老朽化・狭隘化してきたこと、機能面においても非効率的な点が認められること、疾病構造の変化等医療需要の高度化・多様化に対応していく必要があること、市民の要望に適切に応えよりよい療養環境のもとで効率的かつ良質な医療を提供する必要があること等の理由により、新病院の移転・整備を行う。

さらに、本事業は、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力の活用による 1) 効率的な病院整備・運営の実施、2) 病院経営（運営）に対する効果的な助言、3) 市民に対する創意工夫に満ちた良質な病院サービスの提供の実現を目指すべく、PFI法に基づき実施するものとする。

3. 施設等の概要

(1) 計画地の条件

1) 地区地番	滋賀県近江八幡市土田町地先	
2) 敷地面積	約 56,000 m ²	
3) 前面道路	幅員 24m	
4) 法的条件	ア 区域	都市計画区域（市街化調整区域）
	イ 用途地域	無指定
	ウ 形態規制	
	・建ぺい率	70%
	・容積率	400%
	・斜線制限等 道路斜線 隣地斜線 北側斜線	(建築基準法第 56 条) 1 : 1.5 31m + 1 : 2.5 該当せず
	エ 防火地域	22 条指定地域

(2) 施設概要

1) 病院名称	近江八幡市民病院
2) 病床数	434 床（一般病床 430 床、感染症病床 4 床）
3) 延床面積	約 32,550 m ²
4) 診療科目	<p>18 科目</p> <p>総合内科（一般内科・呼吸器科・代謝内分泌科）、消化器科、循環器科、精神科（心療内科）、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科</p>
5) 部門構成	<p><input type="checkbox"/> 入院センター 集中治療系ユニット、脳・神経系ユニット、循環器・呼吸器系ユニット、消化器系ユニット、整形外科系ユニット、混成系Aユニット、混成系Bユニット、混成系Cユニット、腎臓・透析ユニット 回復期リハビリテーション系ユニット、</p> <p><input type="checkbox"/> 外来センター</p> <p><input type="checkbox"/> 救急センター</p> <p><input type="checkbox"/> 透析センター</p> <p><input type="checkbox"/> 健診センター</p> <p><input type="checkbox"/> リハビリテーションセンター</p> <p><input type="checkbox"/> 中央診療部門 手術部門、ME管理部門、薬剤部門、検査部門、放射線部門、内視鏡部門、栄養部門</p> <p><input type="checkbox"/> 供給部門 中央材料滅菌部門、物品管理部門</p> <p><input type="checkbox"/> 管理部門 管理部門、地域医療連携部門、福利厚生部門、施設管理部門</p> <p><input type="checkbox"/> 付帯施設 植栽（庭園を含む）、駐車場（約 1,000 台）、駐輪場（約 250 台）、ヘリポート、ヘリコプター緊急離発着場、車庫、塀、門扉、擁壁、構内道路、公告掲示板、サイン板・案内板、調整池 他</p>
6) 利便施設	売店、レストラン、フラワーショップ、美容・理容室

4. 事業内容

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が新たに病院施設を設計・建設、所有し、これらの維持管理業務、運営業務の一部及びその他業務を遂行することを事業の内容とする。病院の経営及び診療行為は、従来どおり市が行う。

また、約30年間にわたる病院施設の維持管理業務・運営業務の終了後、選定事業者は、市に病院施設を無償で譲渡する。

本事業の対象となる業務の内容は、次のとおりとする。

ア 病院施設整備業務

- ① 施設整備に係る事前調査及びその関連業務
 - ② 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
 - ③ 施設整備に係る建設工事（造り付け家具を含む。）及びその関連業務
 - ④ 備品（家具を含む。）等の調達・設置業務
 - ⑤ 医療機器の調達・整備業務
 - ⑥ 総合医療情報システムの開発・整備業務
 - ⑦ 工事監理業務
 - ⑧ 周辺影響調査・対策業務
 - ⑨ 電波障害調査・対策業務
 - ⑩ 建設工事に伴う各種申請等業務
 - ⑪ 補助金・許認可等申請補助業務
- ※ ④ 備品（家具を含む。）等の調達・設置業務は、一部のみを業務の対象とし、その他の備品等については本事業と切り離して別途市が調達する。具体的な対象範囲は、別添資料4「施設要求性能書及び維持管理、運営等に関する業務要求水準書」を参照のこと。
- ※ ⑤ 医療機器の調達・整備業務は一部のみを業務の対象とし、その他の医療機器については本事業と切り離して別途市が調達する。具体的な対象範囲は、別添資料4「施設要求性能書及び維持管理、運営等に関する業務要求水準書」を参照のこと。

イ 病院施設維持管理業務

- ① 建築物（造り付け家具を含む。）保守管理業務（点検・保守・修繕その他一切の保守管理業務を含む。）
- ② 建築設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。）
- ③ 付帯施設保守管理業務（点検・保守・修繕その他一切の保守管理業務を含む。）
- ④ 総合医療情報システム保守管理業務（点検・保守・更新その他一切の保守管理業務を含む〔ただし、開院後10年間のみとする。〕。）
- ⑤ 清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃業務）
- ⑥ 環境測定業務
- ⑦ 植栽管理業務
- ⑧ 警備業務

※ 光熱水費及び電話料金については、市が実績額を供給者に直接支払う。ただし、利便施設（売店、レストラン、フラワーショップ、理容・美容室）運営業務及びその他サービス業務に要する光熱水費及び電話料金は、選定事業者が負担する。

ウ 病院運営業務

- ① 医療事務業務
- ② 検体検査業務
- ③ 物品管理（S P D）業務
- ④ 総合医療情報システム運営業務
- ⑤ 病院給食業務
- ⑥ 消毒・滅菌業務
- ⑦ リネンサプライ業務
- ⑧ 健診センター運営業務
- ⑨ 電話交換業務
- ⑩ 図書室運営業務
- ⑪ 利便施設（売店、レストラン、フラワーショップ、理容・美容室）運営業務
- ⑫ その他サービス業務

※ ② 検体検査業務については、選定事業者が検査システムを含む検査機器・試薬・消耗品一切を、市が技師を分担して検査部門を共同運営するFMS方式とする。

エ その他業務

- ① 引越支援業務
- ② 現病院の解体撤去業務（病院本館・エネルギー棟・感染病舎）
- ③ 経営コンサルテーション業務
- ④ 市への病院施設所有権移転業務

5. 事業スケジュール（予定）

次のスケジュールで本事業を行う。

(1) 事業期間

1) 設計・建設期間	平成 14 (2002) 年 11 月 ~ 平成 17 (2005) 年 3 月
2) 開院準備期間	平成 17 (2005) 年 4 月 ~ 平成 17 (2005) 年 9 月
3) 開院	平成 17 (2005) 年 10 月
4) 現病院の解体撤去期間	平成 17 年度 ~ 平成 18 年度中
5) 維持管理・運営期間	平成 17 (2005) 年 10 月 ~ 平成 47 (2035) 年 9 月
6) 所有権移転	平成 47 (2035) 年 9 月

(2) 契約の締結時期

1) 基本協定	平成 14 (2002) 年 9 月
2) 事業契約	平成 14 (2002) 年 10 月

6. 事業方式

選定事業者が病院施設を設計・建設し、約30年間にわたる所有・維持管理及び運営の一部業務等を遂行した後、市に病院施設の所有権を無償譲渡するB O T (Build, Operate and Transfer) 方式を想定する。

また、事業期間中、土地は市が選定事業者に無償で貸与する。

7. 費用の負担

市は、契約に従い、選定事業者が提供するサービスを一体のものとして購入し、地方公営企業法施行令第17条第1項第4号及び地方自治法第214条に基づく債務負担行為の設定に関する議決に基づき、その対価を選定事業者に支払う。ただし、ウ 病院運営業務
⑪ 利便施設（売店、レストラン、フラワーショップ、美容・理容室）運営業務及び
⑫ その他サービス業務については、選定事業者の独立採算業務とし、これらにかかる運営費はサービスの対価には含まない。

8. 事業に必要と想定される根拠法令等

- ① 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）
- ② 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
- ③ 地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）
- ④ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ⑤ 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- ⑥ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ⑦ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）（平成6年6月29日法律第44号）
- ⑧ 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）
- ⑨ 老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）
- ⑩ 薬事法（昭和35年8月10日法律第145号）
- ⑪ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）
- ⑫ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和54年6月22日法律第49号）
- ⑬ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- ⑭ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月1日法律第167号）
- ⑮ 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）
- ⑯ 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）
- ⑰ 滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例（平成6年条例第42号）
- ⑱ 滋賀県環境影響評価条例（平成10年12月24日滋賀県条例第40号）
- ⑲ 近江八幡市環境基本条例（平成13年3月28日条例第5号）
- ⑳ 近江八幡市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月22日条例第38号）

※ 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うに当たり必要とされるその他の関係法令及び条例等についても遵守のこと。

第3 応募要件

1. 応募資格

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

- ア 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとし、代表者を定める。
- イ 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ウ 優先交渉権者（又はこの者と協議が整わない場合は次点交渉権者。以下、(1)において同様とする。）は、事業契約締結時までに選定事業者を設立するものとし、当該応募者の代表者は必ず選定事業者への出資を行うものとする。
- エ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、自らが構成員として参加した応募者が優先交渉権者として選定されなかった場合には、優先交渉権者となった他の応募者の設立した選定事業者の資金調達や設計・建設工事、維持管理業務、運営業務等を協力企業として支援することは可能である。
- オ 本事業の対象となる設計・建設工事、維持管理業務及び運営業務等の一部を受託することを希望する企業は、複数の応募者の協力企業となることが可能である。ただし、1) 施設設計・建設、2) 医療事務業務、3) 検体検査業務、4) 総合医療情報システム開発・整備業務、5) 総合医療情報システム保守管理、又は6) 総合医療情報システム運営業務のいずれかの受託を希望する企業が協力企業である場合は、これらの企業名を明記のうえ、応募する。なお、参加表明書の提出後におけるこれらの企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。

- ア 過去10年間に300床以上の病院の設計及び監理実績があるか、又はその調達が可能であること。
- イ 過去10年間に300床以上の病院の建設実績があるか、又はその調達が可能であること。
- ウ 300床以上の病院の運営に関する総合調整能力とアドバイス能力を有しているか、又はその調達が可能であること。
- エ 本事業を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(3) 構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 資格確認基準日において市の指名停止措置を受けている者
- ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者
- エ 経営不振の状態（破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくはその他類似の手続開始の申立がなされたとき又は特別清算手続もしくは会社整理手続が開始されたとき、又は手形取引停止処分がなされたとき）にある者。ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
- オ 本事業にかかるアドバイザー業務に関与した者又はこの者と親会社・子会社の関係にある者

(4) 資格確認基準日

資格確認基準日は、平成14年2月28日（木）とする。

2. 応募に当たっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提案書の取扱い・著作権

1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表・展示・その他市が必要と認めるときには、市はこれを使用できるものとする。

なお、いずれの提案書についても返却はしないものとする。

2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負う。

(4) 市が提供する資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 提案書の変更禁止

提案書の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りでない。

(7) 使用言語、単位及び時刻

応募に際し使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 提案書提出の辞退

資格確認書を送付された応募者が提案書の提出を辞退する場合は、提案辞退届を事務局あてに送付する。

3. 応募スケジュール・手続き

(1) 応募スケジュール

選定事業者の募集及び選定は、次の日程で行う。なお、選定事業者の募集及び選定の流れについては、付属資料2「選定事業者の募集及び選定の流れ」を参照されたい。

項目	日 程
① 募集要項等の閲覧	平成13年12月3日（月）～平成14年2月1日（金）
② 募集要項等に関する説明会 - 近江八幡会場 - 東京会場	平成13年12月5日（水） 平成13年12月6日（木）
③ 募集要項等に関する質問受付	平成13年12月17日（月）～12月18日（火）
④ 募集要項等に関する質問回答集の公表	平成14年1月15日（火）
⑤ 参加表明書及び資格確認申請書の提出（受付期間）	平成14年2月26日（火）～2月28日（木）
⑥ 資格確認結果の通知	平成14年3月8日（金）
⑦ 応募資格がないとされた場合の説明（受付期間）	平成14年3月11日（月）～3月13日（水）
⑧ 提案書の提出	平成14年4月15日（月）
⑨ 審査結果の公表及び応募者の代表者への通知	平成14年6月下旬（予定）
⑩ 基本協定の締結	平成14年9月上旬（予定）
⑪ 事業契約の締結及びPFI法に基づく公表	平成14年10月下旬（予定）

(2) 応募手続（括弧内の丸数字は、(1) 応募スケジュールに対応）

応募に関する手続き等は以下のとおりである。

1) 募集要項等の閲覧（①）

本事業の募集要項等を次の要領により閲覧に供する。

- 閲覧日時 平成 13 年 12 月 3 日（月）～平成 14 年 2 月 1 日（金）
(ただし、土日・休日、年末年始を除く)

9 時～12 時及び 13 時～17 時

- 閲覧場所 近江八幡市民病院 新病院建設整備課
近江八幡市出町 395

※ なお、募集要項等は、近江八幡市民病院のホームページよりダウンロードすることも可能である。

（近江八幡市民病院ホームページアドレス）

<http://www.kenkou1.com>

2) 募集要項等に関する説明会（②）

募集要項等に関する説明会を近江八幡市内及び東京都内において次のとおり開催する。

〔近江八幡市会場〕

- 開催日時 平成 13 年 12 月 5 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分
- 開催場所 ホテルニューオウミ おうみの間
近江八幡市鷹飼町 1481
電話 0748-36-6666
- 当日連絡先 近江八幡市民病院 新病院建設整備課
電話 0748-33-9693（直通）

〔東京会場〕

- 開催日時 平成 13 年 12 月 6 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分
- 開催場所 霞が関東京會館 ゴールドスターレーム
東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 35 階
電話 03-3581-9161
- 当日連絡先 財団法人 日本経済研究所
電話 03-5280-6023

3) 募集要項等に関する質問受付（③）、募集要項等に関する質問回答集の公表（④）

本募集要項等に記載の内容に関して質問事項がある場合は、以下の要領により受け付ける。

<募集要項等に関する質問受付・質問回答集の公表・閲覧>

- 提出日時 平成 13 年 12 月 17 日（月）～ 12 月 18 日（火）
- 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、付属資料 1「募集要項等に関する質問書（様式）」に記入のうえ、電子メールでのファイル添付又はフロッピーの郵送（印刷物も添付）により提出する。
(ファイル形式は Microsoft Word のこと)

あて先：
近江八幡市民病院 新病院建設整備課
住 所：〒 523-0892 近江八幡市出町 395
電子メール：shinbyouin@kenkou1.com

- 回答方法 平成 14 年 1 月 15 日（火）に近江八幡市民病院での閲覧により回答を行う。
- 閲覧日時 平成 14 年 1 月 15 日（火）～ 2 月 1 日（金）
(ただし、土日・休日を除く)
9 時～ 12 時及び 13 時～ 17 時
- 閲覧場所 近江八幡市民病院 新病院建設整備課
近江八幡市出町 395

※ なお、募集要項等に関する質問回答集は、平成 14 年 1 月 15 日（火）より、近江八幡市民病院のホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることも可能である。

(近江八幡市民病院ホームページアドレス)

<http://www.kenkou1.com>

4) 参加表明書及び資格確認申請書の提出（⑤）

応募者は参加表明書及び資格確認申請書を次の要領により提出し、参加資格の審査を受けることを要する。

- 申請日時 平成 14 年 2 月 26 日（火）～ 2 月 28 日（木）
9 時～ 12 時及び 13 時～ 17 時
- 申請方法 資格確認申請に必要な書類は持参により提出するものとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は不可とする。
- 申請場所 近江八幡市民病院 新病院建設整備課
近江八幡市出町 395
- 資格確認基準日 平成 14 年 2 月 28 日（木）

5) 資格確認結果の通知（⑥）

市は、資格審査結果の通知を応募者の代表者に対して書面により平成 14 年 3 月 8 日（金）までに発送する。

6) 応募資格がないとされた場合の説明 (⑦)

本事業に応募する資格がないとされた者は、その理由について、書面により次の要領にて説明を求めることができる。

○ 申請日時 平成 14 年 3 月 11 日（月）～ 3 月 13 日（水）

9 時～ 12 時及び 13 時～ 17 時

○ 申請方法 説明要求の書面（様式自由）を持参により提出するものとし、郵送、ファックス又は電子メールによる提出は不可とする。

○ 申請場所 近江八幡市民病院 新病院建設整備課
近江八幡市出町 395

○ 回答期限 平成 14 年 3 月 20 日（水）までに回答する。

7) 提案書の提出 (⑧)

市は、資格審査通過者に対し本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。資格確認通知を受けた応募者は、提案書を作成のうえ、次の要領により提案書を提出する。

○ 提出日時 平成 14 年 4 月 15 日（月）
9 時～ 12 時及び 13 時～ 17 時

○ 提出方法 持参によるものとする。

○ 提出場所 近江八幡市民病院 新病院建設整備課
近江八幡市出町 395

8) 審査結果の公表及び応募者の代表者への通知 (⑨)

審査委員会は、優秀提案及び佳作提案を選出のうえ市長に報告し、市はその審査結果及びそれらを参考に市が選定した優先交渉権者及び次点交渉権者を公表するとともに、すべての応募者の代表者に平成 14 年 6 月下旬（予定）までに通知する。

9) 基本協定の締結 (⑩)

市は、優先交渉権者と事業契約の内容等の詳細について協議し、協議が整った時点で優先交渉権者と基本協定を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、市は次点交渉権者と協議を行う。

10) 事業契約の締結及び P F I 法に基づく公表 (⑪)

市は、市議会において債務負担行為の設定に関する議決を経たうえで、基本協定の相手方によって設立された選定事業者と事業契約を締結する。事業契約締結後、市は P F I 法に基づき選定事業者の選定を公表する。

第4 選定事業者の選定

1. 選定事業者の選定方式

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。したがって、応募者の募集に当たっては、特定事業の対象業務全部を一体事業として公募し、応募者の提案の中から優秀提案及び佳作提案を選出する。優秀提案及び佳作提案の選出に当たっては、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選出することが必要であることから、サービスの対価の額をはじめ、設計能力、建設能力、技術能力、維持管理能力、運営能力、事業経営能力及び資金調達能力等を総合的に評価することとする。

このため、優秀提案及び佳作提案の募集及び選出は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した公募プロポーザル方式によるものとし、審査委員会を通じて学識経験者の意見を聴取する。

2. 審査委員会の設置

提案書の審査に際しては、学識経験者及び市職員で構成する「近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会」を設置し、優秀提案及び佳作提案を選出する。なお、審査委員は以下のとおりである（五十音順）。

特別顧問	日野原重明	(聖路加国際病院理事長)
委員長	肱岡 勇夫	(琵琶湖法律事務所弁護士)
副委員長	西川 幸治	(滋賀県立大学学長、京都大学名誉教授)
委員	井端 泰彦	(京都府立医科大学学長)
	岩井 郁子	(市民病院建設懇話会委員、聖路加看護大学教授)
	岩原 侑	(近江八幡商工会議所会頭、ヴォーリズ記念病院理事長)
	内井 昭蔵	(滋賀県立大学環境科学部教授)
	大道 久	(市民病院建設懇話会会长、日本大学医学部教授)
	栗原嘉一郎	(栗原研究室代表取締役、筑波大学名誉教授)
	中根 佳宏	(近江八幡市民病院院長)
	長尾 秀樹	(日本政策投資銀行関西支店企画調査課長)
	西村 周三	(市PFI可能性調査審査委員会委員長、京都大学経済学部教授)
	平居新司郎	(平居新司郎公認会計士事務所公認会計士)
	前田 博	(内閣府PFI推進委員会委員、三井安田法律事務所弁護士)

3. 審査方法

別添資料6「審査基準」に従い、提案の審査は資格審査、提案審査の2段階に分けて行う。審査委員会は、提案審査において、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を優秀提案とし、佳作提案とともに選出のうえ、市長に報告する。市は、審査委員会の報告を参考に、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、審査の過程においてヒアリング等を実施することを予定している。

4. 審査事項

(1) 審査の視点

審査においては、市の提示条件等に沿ったうえで、次の事項についてより優れた提案が行われていることを重視する。(詳細は、別添資料6「審査基準」を参照のこと。)

- ① 病院の運営方針・理念、運営計画を的確に理解したうえで提案が行われており、病院全体の経営の効率化に寄与していること。
- ② 優れた品質管理の下に、期限までに確實に工事を完工し、適正な維持管理・運営ができること。
- ③ 30年間の長期にわたり円滑に本事業の継続が図られること。
- ④ 総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。

(2) 失格事項

提出された提案書について、次のいずれかの事項に該当する場合は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合。
- ② 提案書に不備又は虚偽の記載等があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合。

5. 審査結果の通知及び公表

審査結果の通知は、すべての応募者の代表者に対し文書で行う。電話等による問合せには応じない。

また、審査結果(優秀提案、佳作提案の選出結果)、優先交渉権者及び次点交渉権者、基本協定、選定事業者並びに事業契約を公表する。

6. 事務局と協力者

優秀提案及び佳作提案の選出にかかる事務局は、次のとおりとする。

近江八幡市民病院 新病院建設整備課

住 所： 〒 523-0892 滋賀県近江八幡市出町 395
電 話： 0748-33-3151（代表）
 0748-33-9693（直通）
ファックス： 0748-33-9692
電子メール： shinbyouin@kenkou1.com

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者をおくこととする。

財団法人 日本経済研究所

株式会社 病院システム

第5 提示条件

1. 事業フレーム

(1) 事業の遂行

- ① 平成17年4月1日又は事業契約に記載の期日までに病院本体に係る建設工事を完成させること。
- ② 平成17年9月1日又は事業契約に記載の期日までに病院施設を使用可能な状態にしておくこと。
- ③ 本募集要項「第2 事業概要 4. 事業内容」記載の業務を契約期間にわたり確実に履行すること。
- ④ 病院施設に要求する性能及び維持管理、運営等に関する要求水準については、別添資料4「施設要求性能書及び維持管理、運営等に関する業務要求水準書」に定められた要件にしたがって業務を遂行すること。

(2) 補助金

- ① 実施設計終了後、市は選定事業者の協力を得て、提案書記載の補助金の申請を行う。
- ② 市に交付された補助金は、同額をすみやかに選定事業者に補助金として交付する。
- ③ 選定事業者は、施設・設備整備費用の一部に補助金を充当する。

(3) サービスの対価

1) サービスの対価の支払い

市は、定期的にモニタリングを行い、事業契約に定められた要求性能/水準が満たされていることを確認したうえで、選定事業者が提供したサービスの対価を支払う。なお、ウ 病院運営業務 ⑪ 利便施設（売店、レストラン、フラワーショップ、美容・理容室）運営業務及び⑫ その他サービス業務は、選定事業者の独立採算業務であるため、これらにかかる運営費はサービスの対価には含まないものとする。また、エ その他の業務 ⑬ 経営コンサルテーション業務の内容は、応募者の提案を基に市と優先交渉権者（又はこの者と協議が整わない場合は次点交渉権者）の協議により決定するものとし、当該業務の対価は事業契約の規定に従うものとする。

2) 金利変動又は物価変動等によるサービスの対価の改定の考え方

建設期間中の金利リスク、物価リスクは選定事業者の負担とし、建設期間中はサービスの対価の見直しは行わない。

維持管理、運営期間中の金利リスクは市と選定事業者の双方が、物価リスクは市が負担することとし、これらを踏まえ定期的にサービスの対価の改定を行う。

3) サービスの対価の支払方法

サービスの対価の支払いは、平成17年10月以降年12回毎月払いとする。ただし、病院本体の引渡しが平成17年4月以降の場合はこの限りでない。

4) サービスの対価の減額等

市がモニタリングを行った結果、事業契約で定められた要求性能/水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスの対価の減額等を行うことがある。

(4) 独立採算業務の取扱い

市は、利便施設（売店、レストラン、フラワーショップ、美容・理容室）運営業務及びその他サービス業務についても、モニタリングを実施する。なお、当該業務にかかる施設・設備は、事業終了後、選定事業者が撤去することを要する。

(5) 業務内容・範囲の見直しに伴うサービスの対価の見直しに関する基本的な考え方

病院開院後、1) 診療関連の法律が改正された場合、2) 病院事業の規模に変更が生じた場合、3) その他一定の事由が生じた場合には、市は、選定事業者に対し、隨時その旨の通知を行い、業務の内容又は範囲を変更し、サービスの対価の見直しを求めることができるものとする。

(6) サービスの対価にかかる債権の譲渡、担保設定その他処分

選定事業者がサービスの対価にかかる債権の譲渡、担保設定その他の処分を行う場合には、事前に市の承諾を得ることを要する。

(7) 建物等への抵当権等の設定

病院本体等について抵当権、質権その他の担保権又は制限物権を設定する場合は、事前に市の承諾を得ることを要する。

(8) 金融上の支援にかかる事項

1) 補助金の適用

本事業は、補助金の交付の対象となる補助事業であり、施設・設備の整備に対する国庫及び県の補助金の支給が想定される。支給が確定した場合には、これを選定事業者が負担する病院施設・設備整備費用の一部に充当する。なお、応募者は、「医療施設等 施設・設備整備費補助金の概要（医療関係施設対策研究会監修）」等を参照のうえ、提案に際して交付が可能と想定される補助金の支給を前提にしたうえで、サービスの対価の算定を行うこと。

また、市及び選定事業者はともに当該補助金を受けることができるよう努め、交付に向けて協力して申請手続き・報告等を行う。

2) 低利融資の適用

本事業にかかる日本政策投資銀行の低利融資制度としては「民間資金活用型社会資本整備融資」があり、応募者の判断により、当該低利融資を活用した提案を行うことも可能である。ただし、資金調達リスクは応募者の負担とする。

(9) その他の支援にかかる事項

本事業に対し、上記「(8) 金融上の支援にかかる事項」に示すもののほかに、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者との間で協議を行う。

なお、市は、特に記載されているものを除き、選定事業者に対する補助、出資又は債務保証等の支援は行わない。

2. 設計段階における協議

選定事業者は、設計段階において、近江八幡市民病院と協議のうえ、基本設計・実施設計を進めることを要する。

3. 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

市は、事業の実施状況についてモニタリングを実施し、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、かつ事業契約に定められた要求性能/水準を達成しているか否かを確認する。

(2) モニタリングの実施時期及び実施事項

市は、本事業の実施状況のモニタリングを次のとおり行う。

1) 基本設計・実施設計時

市は、選定事業者によって行われた設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。選定事業者は、市に対して定期的に状況の報告を行うとともに、設計完了時に次の設計図書を市に提出して内容の確認を受ける。

建築（意匠・構造）、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機・搬送設備等設計図書、透視図、工事内訳書（細目まで）、官公庁打合せ記録、許認可申請書、同認可書等

2) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に工事施工の報告を行う。また、選定事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を文書で行う。

3) 工事完成時

選定事業者は、施工記録及び全工事の竣工・竣工施工図、各種検査記録等の工事完成図書を市に提出のうえ、現場で市の確認を受ける。

4) 維持管理・運営段階

市は、維持管理・運営段階において、第三者評価（財団法人 日本医療機能評価機構等）及び患者満足度アンケート等の実施を含め定期的に選定事業者の業務遂行状況を確認する。

5) 病院施設引渡し時

市は、事業期間終了後、選定事業者から病院施設の譲渡を受ける際、当該施設の状態が事業契約において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

(3) モニタリングの方法

市は、書面及び現地調査等により、提供されるサービスの性能/水準についての確認を行う。

(4) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、原則として市が負担する。ただし、選定事業者の書類作成等にかかる費用は、選定事業者の負担によるものとする。

(5) サービスの対価の減額

モニタリングの結果、事業契約において定められた要求性能/水準が維持されていないことが判明した場合、市はサービスの対価の減額等を行うことがある。

4. 土地の使用にかかる事項

本事業にかかる土地は、市所有の行政財産（病院事業会計所属の財産）として取得し、本事業に必要な範囲を選定事業者に無償で貸与する。

借地形態は、事業期間にわたる使用貸借とし、地上権等の設定は行わない。ただし、事業期間中に、市が正当な理由なく、市と選定事業者との使用貸借契約を解約することはない。

なお、使用貸借権の内容は、後に配布する「条件規定書」を参照のこと。

5. 選定事業者の事業契約上の地位

選定事業者は、市の承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

6. 選定事業者の設立に関する事項

(1) 選定事業者の設立

優先交渉権者（又はこの者と協議が整わない場合は次点交渉権者）として選定された応募者は、事業契約の締結までに本事業にかかる業務及びこれに付帯する一切の業務の遂行を目的とする特別目的会社を選定事業者として設立するものとする。

(2) 選定事業者への出資

選定事業者への出資は、構成員全員によることを要しないが、代表者は必ず行うものとする。また、構成員以外の者が特別目的会社に出資することも可能とする。

なお、選定事業者の資本は5億円以上とし、出資比率及び役員構成については、原則として制限を設けない考えである。

(3) 選定事業者の兼業

選定事業者は、その目的の範囲外の業務を兼業することはできない。

7. 契約保証金

事業者は、契約の履行を確保するため、以下のいずれかの方法をとらなければならない。

ア 契約保証金を納付する場合

契約保証金として、病院施設の整備費用の1/10を納付すること。ただし、病院本体引渡し後、契約保証金の額は維持管理業務、運営業務及びその他業務のサービスの対価を参照し、減額される。この場合を除き、契約保証金は、契約期間中、返還せず、また、利息を付与しない。

イ 契約保証金の納付に代える場合

次のいずれかの方法により、契約保証金の納付に代えることができる。

- ① 政府の保証のある債券の提供
- ② 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手の提供
- ③ 金融機関に対する定期預金証書の提供
- ④ 金融機関等による保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条4項に規定する保証事業会社の保証

なお、建設段階において、選定事業者を被保険者とする建設工事に関する履行保証保険（瑕疵担保保証特約付帯）を締結した場合は、契約保証金の納付を猶予する。ただし、これによる契約保証金の猶予は、維持管理・運営期間開始前までとする。

8. 保険

選定事業者は、自ら所有する病院施設に関し、以下の保険に加入することを要する。

ア 建設工事保険

病院施設の建設工事に関し、オールリスク型の建設工事保険に加入する。保険金額は、再調達価格に相当する額とする。

イ 火災保険

病院施設に関し、オールリスク型の火災保険に加入する。保険金額は、再調達価格に相当する額とする。

ウ 施設賠償責任保険

病院施設に関し、法律上の賠償責任の発生に備え、施設賠償責任保険に加入する。てん補限度額は、対人について、1名あたり1億円以上、1事故あたり5億円以上、対物については1事故あたり1億円以上とする。

9. 選定事業者に求める要件

選定事業者は、設立後3か年以内にISO9001及びISO14001の認証取得を行うことを要する。

10. 市と選定事業者のリスク分担

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号）」に示された「想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考えに基づき、事業にかかる総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。したがって、原則として、市が行う業務にかかるリスクは市が、選定事業者が行う業務にかかるリスクは選定事業者が負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

上記「(1) リスク分担の基本的な考え方」に基づき、市と選定事業者の責任分担は、概ね付属資料5「リスク分担表」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行う。なお、リスク分担の詳細は、後に配布する「条件規定書」によるものとし、「条件規定書」の規定がリスク分担表に優先する。

11. 計算書類等の提出

選定事業者は、毎事業年度末から3か月以内に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年4月2日法律第22号）の規定に従い、会計監査人による監査済みの当該事業年度の計算書類等を作成し、市に提出する。また、市は当該計算書類等を公開できるものとする。

第6 事業実施に関する事項

1. 誠実な事業遂行義務

事業者は、提案内容及び事業契約の諸条件に則り、誠実に業務を遂行する。

2. 選定事業者の出資者の役割

選定事業者の出資者は、各業務受託企業が担うべき業務を明確にしたうえで、選定事業者をして本事業の対象である業務を遂行させる。なお、代表者は、市との対応窓口として、市との契約等諸手続を行うものとする。

3. 業務受託企業の通知

応募者及び選定事業者は、下記のとおり、市が定める日までに本事業にかかる業務受託企業の名称を市に通知する。なお、第1回目の通知は応募者が行い、第2回目及び第3回目の通知は選定事業者が行うものとする。

第1回目 提案書の提出日

第2回目 優先交渉権者の選定後、基本協定の締結までの間

第3回目 事業開始の原則 21日以上前

なお、第1回目、第2回目の通知については、想定される業務受託企業でも構わないが、第3回目は、実際に業務を行う業務受託企業であることを要する。

4. 事業期間中における市と選定事業者との関わり

本事業の事業期間中における市と選定事業者の関わりは、次のとおりである。

- ① 本事業は選定事業者の責任において遂行される。また、市は事業契約に定められた方法により、事業の実施状況について確認を行う。(詳細は、本募集要項「第5 提示条件 3. 市による事業の実施状況のモニタリング」を参照のこと。)
- ② 原則として市は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて市は業務受託企業等の間で直接連絡調整を行う場合がある。この場合において、業務受託企業等は、両者間において直接連絡調整を行った事項について選定事業者に報告するものとする。
- ③ 資金調達上の必要が認められる場合には、一定の重要事項について、市は選定事業者に資金を提供する融資機関(融資団)と協議し、協定等を締結することができるものとする。

第7 契約の考え方

1. 契約の構造

市は、優先交渉権者（又はこの者と協議が整わない場合は次点交渉権者）と協議が整い次第、その者との間で選定事業者の設立その他必要な事項を定めた基本協定を締結する。さらに、市は、選定事業者たる特別目的会社（「ＳＰＣ」）の設立後、市議会の債務負担行為の設定に関する議決を得たうえで、設計、建設、維持管理業務及び運営業務の遂行に当たり必要となる事項等について選定事業者と事業契約を締結する。事業契約は、設計、建設、維持管理業務及び運営業務等を包括的かつ詳細に規定する約32年間の契約となる。

また、市は、事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について選定事業者に融資する融資機関（融資団）と直接協定を締結する予定である。

2. 契約の枠組み

(1) 基本協定（後掲「契約構造図1」の①を参照）

市と優先交渉権者が締結する基本協定の概要は、次のとおりとする。

1) 当事者

市、優先交渉権者

2) 目的

市と優先交渉権者との間で、当該応募者が優先交渉権者として選定されたことを確認するとともに、本事業の実施について市と優先交渉権者が負うべき責務を定め、事業契約の締結を促進することを目的とする。

3) 協定内容

基本協定には、以下の内容を含むものとする。

ア 株主間協定の締結

優先交渉権者の構成員は、特別目的会社への出資を予定する者をして特別目的会社の資本金及び各出資予定者の出資比率その他必要な事項について規定した株主間協定（後掲「契約構造図2」の②を参照）を締結せしめる。

イ 特別目的会社（「ＳＰＣ」）の設立

- ① 優先交渉権者は、選定事業者が市との間で本事業の実施を目的として締結する事業契約の基本的事項について市と合意する。
- ② 優先交渉権者は、市と選定事業者の間の事業契約の締結の日までに本事業の実施主体である選定事業者を設立する。
- ③ 選定事業者の出資金は、5億円以上とする。
- ④ 選定事業者の本店所在地は近江八幡市とする。
- ⑤ 出資（資本金・株主構成等）

ウ 債務負担行為の設定に関する議会の議決

市は、事業契約の締結に先立ち、地方公営企業法施行令第17条第1項第4号及び地方自治法第214条に基づく債務負担行為の設定に関する議決を得るために必要な努力をするとともに、事業契約締結に関する市議会の十分な理解を得るよう努力するものとする。

エ 事業契約の締結交渉

- ① 優先交渉権者は、市との間で、市と選定事業者との間で本事業の実施を目的として締結される事業契約の基本的事項を交渉する。
- ② 優先交渉権者は、選定事業者をして、基本協定に別紙として添付される優先交渉権者と市が別途合意した内容を含む事業契約を締結せしめる。

オ 業務委託契約の締結

優先交渉権者は、選定事業者をして、選定事業者より業務受託企業となることを予定している者との間で、事業契約の締結後、同契約の内容を実現するために適切な内容の業務委託契約を締結せしめる。

4) 締結時期及び存続期間

優先交渉権者決定後可及的速やかに締結され、特段の定めのある場合を除き、市と選定事業者との間で事業契約が締結されるまで存続する。

(2) 事業契約（後掲「契約構造図2」の③を参照）

市と選定事業者が締結する事業契約の概要は、次のとおりとする。

1) 当事者

市、選定事業者

2) 目的

市と選定事業者との間で、本事業に関し、市が選定事業者に委託するすべての業務の内容、要求水準、支払に関する事項などを明確にするとともに、市及び選定事業者の権利義務を包括的に規定することを目的とする事業契約においては、選定事業者が市の要求する性能及び水準のサービスを提供するために適切な委託先との間で業務委託契約等を締結し、当該委託先が提供する各サービスを総合的に監視し、必要に応じてこれらの業務委託契約を変更又は解約し、代替の委託先との間で新たに業務委託契約を締結することが要求される。

なお、維持管理業務及び運営業務の詳細の要求水準については、事業契約に定められた水準に基づき、市と協議し、開院3か月前までに作成するものとする。

3) 契約内容

事業契約の概要は、後に配布する「条件規定書」を参照のこと。

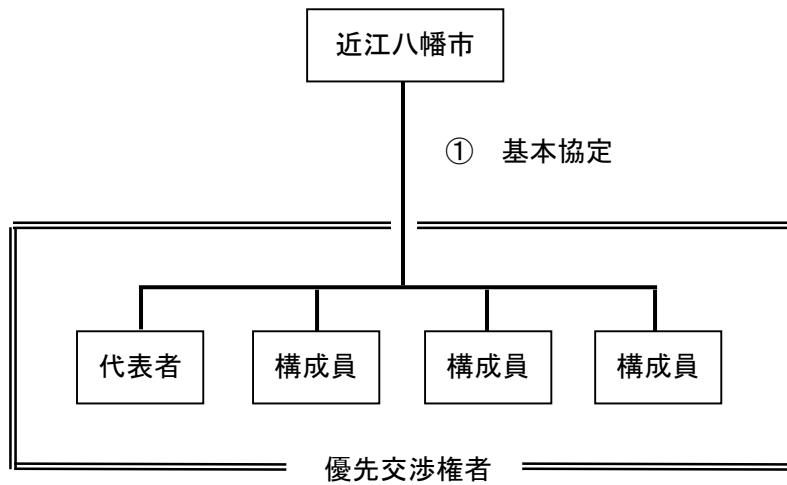
4) 締結時期及び存続時期

選定事業者の設立後、基本協定に規定される先行条件が成就した後、平成 14 年 10 月（予定）に締結され、締結日から約 32 年間存続する。

(3) 業務委託契約（後掲「契約構造図 2」の④を参照）

選定事業者と各業務受託企業との間で、選定事業者が事業契約に基づき市に提供すべきサービスについて、個々のサービス毎に適切な業務受託企業に委託することを目的とする。なお、個々の契約の当事者、提供するサービスの内容等は、事業契約の内容を実現する選定事業者と業務受託企業との協議により定められる。

契約構造図 1（選定事業者設立前）



契約構造図 2（選定事業者設立後）

